

戸別所得補償制度

わが国では、食の安心・安全への意識の高まりに加え、雇用の新たな受け皿など経済的な観点からも、農業分野への関心が強まっています。こうしたなか、政府は新たな農業支援策として「戸別所得補償制度」を2011年度より本格導入する方針です。

具体的には、2010年4月に、制度の効果や円滑な運営を検証するためのモデル事業が開始されます。このモデル事業は(図表)、①水田利活用自給力向上事業、②米戸別所得補償モデル事業、の2つの対策から構成され、これら事業費に経費などを合わせた5,618億円が2010年度予算に計上されています。このうち、①水田利活用自給力向上事業では、主食用米以外、具体的には麦・大豆・飼料作物といった、いわゆる戦略作物などの生産を行う販売農家・集落営農に対し、栽培品目・作付面積に応じて助成金が交付されます。一方、②米戸別所得補償モデル事業では、主食用米を地域水田農業推進協議会から配分される「生産数量目標」に従って生産する販売農家・集落営農に対し、10アール当たり15,000円が定額交付されます(注)。さらに、定額部分と販売価格の合計が生産に要する費用を下回る場合には、その不足分が補てんされます。

こうした制度が導入される背景として、①国際的に食料の需給が逼迫するなか、食糧安全保障の観点からわが国でも食料自給率を向上させる必要性が高まる一方、②農業所得の減少などを背景に、農業従事者の減少・高齢化が進んでいることが挙げられます。つまり、上記制度により、自給率の低い戦略作物の作付拡大が促され、食料自給率の改善が図られるほか、主食用米の生産調整などに伴う所得補償が、担い手である農業従事者の農業所得を下支えすると考えられます。

もっとも、食料自給率や農業所得を向上させるには、戸別所得補償制度など供給サイドへの支援に加え、需要サイドである消費者が実際に国産食材の消費量を増やし、日本農業を支えていくことが不可欠です。そのため、農林水産省は、食料自給率向上に向けた国民運動である「フード・アクション・ニッポン」の一環として、①米粉、麦、大豆など戦略作物の需要拡大、②中食・外食産業、医療・介護業界などさまざまな企業のネットワーク化、などの推進を検討しており、これらが今後実現していくことで、国産食材の消費量が拡大していくと期待されます。

中 朋生

(注) 地域水田農業推進協議会は学識経験者や農業者団体、消費者団体などで構成されており、同協議会が農業者ごとの生産数量目標の配分を決める前段階として、都道府県が市町村ごとの配分を決定。都道府県ごとの配分については、農政局が決定。

図表 戸別所得補償制度モデル事業の概要

	水田利活用自給力向上事業	米戸別所得補償モデル事業
事業予算	2,167億円	3,371億円
事業概要	生産品目・作付面積に応じて、助成金を交付。たとえば、麦・大豆・飼料作物は10アール当たり35,000円	主食用米の作付面積10アール当たり15,000円を定額交付。さらに、定額部分と販売価格の合計が生産に要する費用を下回る場合、不足分を補てん
交付対象者	水田で麦・大豆・飼料作物といった戦略作物などを生産する販売農家・集落営農	地域水田農業推進協議会から配分される「生産数量目標」の範囲内で主食用米を生産する販売農家・集落営農のうち、水稲共済加入者

(資料) 農林水産省ホームページ資料を基に三重銀総研作成